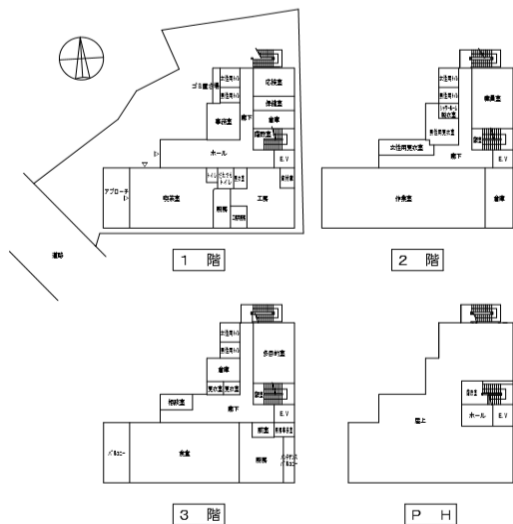




平面図



設備: 車いすで利用できるようになっています。

喜樂里すみだ工房
〒131-0032
墨田区東向島3-34-4(旧寺島図書館)
☎ 03(6661)8561
FAX 03(6661)8562



交通機関

京成線「京成曳舟駅」下車 徒歩10分
東武線「曳舟駅」下車 徒歩7分



自立と社会参加をめざして

きらり

ころぼう

喜樂里すみだ工房

施設案内



喜楽里すみだ工房は、障害があるため、一般企業等に雇用されることが困難な方に、作業設備と

仕事を提供し、社会的自立を図ることを目的とした事業所です。(就労継続支援B型)

利用できる人

おおむね18歳以上の就労が困難な障害者の方で作業能力があるか、その見込みのある人

利用について

定員60名

費用:利用料の一部負担や給食費などの実費負担

手続き:「障害福祉サービス受給者証」が必要です。(障害者福祉課でご相談ください。)

利用時間 午前9時から午後3時30分まで

(月曜日から金曜日)

※土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は休日

時間割は次の通りです。

9:00	朝礼・体操・作業開始
	作業(1時間30分)
10:30~10:45	休憩
	作業(1時間15分)
12:00~13:00	昼食・休憩
	作業(1時間15分)
14:30~14:45	休憩
	作業(30分)
15:15	清掃
15:30	終礼・帰宅

支援について

利用者個人を尊重し、個別支援計画に沿った支援を行います。

作業支援

利用者の精神的・身体的特性を把握し、それぞれの能力に応じた作業を受注して、作業能力の向上を支援します。

就労支援

一般就労が可能と認められる利用者については、本人・保護者の意見を尊重し、適応した職場を選び、必要に応じた実習を行います。

就労後は、本人、保護者、就労先及び関係機関と連絡を密にし、職場に定着するように支援します。

生活支援

規則正しい生活習慣・社会性を身に着けるよう支援します。主な行事として、レクリエーション、宿泊訓練、自立支援、クラブ活動(スポーツ・音楽・散歩ほか)自治活動があります。

健康管理

利用者の健康状態を把握し、健康管理の充実を図ります。

体重測定、嘱託医による健康相談を行います。

工賃

工賃は、作業時間や作業能力に応じて、毎月の定日に支給します。

福利厚生

給食・交通費支給・被服貸与・健康診断(年1回)送迎バス

作業内容

封入封かん、カプセルトイ入れ、アース部品組み立て、自主生産品の販売など

自主生産(パン・クッキー・ジャム・こぞうきん)

喫茶店営業

